

「学校いじめ防止基本方針」

帯広市立川西中学校

1 いじめ防止等の対策に関する基本的な方針

【基本理念】

「いじめ撲滅」

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な教育活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。

生徒は、いじめは許されない行為であることを理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。

学校は、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学校生活を送れるように、保護者・地域その他の関係期間との連携を図り、学校全体で、いじめの防止と早期発見に取り組み「いじめ撲滅」に努め、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、生徒指導部主事、各学年担当、養護教諭、特別支援コーディネーター
こころの教室相談員、スクールカウンセラー

〈活 動〉

- ①いじめの防止に関すること
- ②いじめの早期発見に関すること
- ③いじめ事案に対する対応に関すること

- 取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
 - 教職員の共通理解と意識啓発
 - 生徒や保護者・地域・関係機関に対する情報発信と意識啓発、意見聴取と連携
 - 定期的教育相談やアセス等の調査の活用、及びその集約
 - いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
 - 発見されたいじめ事案への即時対応
- 等

〈開 催〉

- 月1回職員会議を定例会とする
(現状や指導についての情報交換や研修、及び共通行動について話し合う)
- いじめ事案発生時は緊急開催する

3 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

○生徒・教職員と保護者、地域の人間的ふれあいを基本とする

①学級

- 自己有用感が得られる学級づくり 等

②授業時間

- 学習常規の定着
- 授業づくり(わかる授業・全ての生徒が参加・活躍できる授業)話し合い活動の充実
- 校内研修と結びついたコミュニケーション能力の向上
- 道徳の時間・学級活動の時間での指導
- 教師に不適切な指導が無いように細心の注意 等

- ③学校行事
 - ・体育祭・文化祭等学校行事の活動による学年・学級づくり（他学年との交流）
- ④生徒会活動
 - ・あいさつ運動・生徒会主催全校集会・ボランティア活動 等
- ⑤地域との交流
 - ・落葉拾い・保育所訪問・養護老人施設の訪問 等
- ⑥落ち着いた学校生活
 - ・朝読書（毎日）による落ち着いた1日の始まり 等
- ⑦保護者、地域の協力
 - ・学校便り、学級便り等による啓発
 - ・インターネット等情報モラルの啓発 登校時見守り活動等の協力

（2）いじめの早期発見

- ①いじめの調査等
 - ・生徒対象いじめアンケート調査 6月、11月、2月
- ②定期の教育相談
 - ・6月、11月の定期教育相談
- ③アセス検査などによる調査
 - ・教育相談と合わせて生徒理解
- ④いじめ相談電話等、いじめ相談窓口の周知
 - ・カードの配布 等

（3）いじめに対する措置

- ①いじめの事実があると思われるときは、速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。
- ②いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかにいじめの有無を確認する。
- ③いじめがあったことが確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ④必要な場合は、いじめを行った生徒を別室で学習させる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤いじめの事案に係る情報をいじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者と共有するための措置を行う。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

4 重大事案への対処（国が示したフローチャートに従う）

「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合は、次の対処を行う。

※生徒や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったとき

- ①重大事態が発生した旨を帯広市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。